

新型コロナウイルスワクチン接種についてお知らせ（第25版）

令和5年8月28日現在

今後の新型コロナウイルスワクチン接種は、令和5年9月20日以降に令和5年秋開始接種として実施予定です。

下記に記載した内容は現時点での見通しで、ワクチンの供給や国の動向によって変わる場合があります。変更があった際には広報やホームページ等でお知らせいたします。

令和5年秋開始接種（市内医療機関では令和5年9月下旬開始予定）

● 対象者について

1・2回目接種（乳幼児は1・2・3回目接種）を完了し、前回の接種から一定の期間を経過した生後6ヶ月以上の方が対象です。努力義務が適用されているのは、重症化のリスクが高い65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方等のみとなっています。詳しくは裏面をご覧ください。

● 使用するワクチン

前回までの接種に用いたワクチンの種類にかかわらず、モデルナ社製またはファイザー社製の1価（オミクロン株 XBB.1.5）ワクチンを使用（今後、薬事承認予定）します。

● 接種券付き予診票について

65歳以上
の方

接種券付き予診票等は令和5年9月中旬より 前回の接種から一定の期間を経過した高齢の方から 順に郵送いたしますので、案内が届くまでしばらくお待ちください。

国からのワクチン供給の影響により、9月末までに対象となる方全員へ郵送できないことが予測されます。今後ワクチンが届き次第、順番に郵送していきますので、それまでの間しばらくお待ちくださいますよう、お願いいたします。

生後6ヶ月
～
64歳の方

接種をご希望される場合は

電話 または ネット から お申し込みください

お申し出があった方に65歳以上の方への発送完了後
接種券付き予診票等を郵送いたします

※ ワクチン供給の関係上、10月以降に郵送となる可能性があります

電話 0125-32-5665（健康づくり推進係）

平日 8:30～17:00

ネット



← QRコードを読み取ると
申し込みページに進みます

※ 基礎疾患を有する方で令和5年5月～8月にコロナワクチン接種をされた方は今回申し込み不要です。65歳以上の方への発送が完了したのち、こちらから順次郵送いたします。ただし、国からのワクチン供給の関係上、郵送時期が10月以降となる可能性がありますので、ご了承ください。

小児（5歳～11歳）のオミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン接種

乳幼児（生後6ヶ月～4歳）のオミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン接種

- 前回の接種から一定の期間を経過した5歳～11歳及び生後6ヶ月～4歳が対象です。接種をご希望の方には接種券付き予診票等を郵送いたしますので、健康づくり推進係（0125-32-5665）へ電話またはネットからお申込みください。申込みページのQRコードは表面下段にあります。
- 使用するワクチンはファイザー社製の5歳～11歳用（小児用）及び6ヶ月～4歳用（乳幼児用）のオミクロン株（XBB.1.5）対応ワクチン（今後、薬事承認予定）です。
- 「接種券付き予診票・予防接種済証・お知らせ」の到着後から随時予約が可能です。これまでと同様に、電話またはネットで予約してください。予約受付電話番号やURLは接種券付き予診票送付時にお知らせします。
- 国からのワクチン供給量が少ないため、希望する方が接種を受けられるまでに時間を要する場合があります。ご了承ください。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種前後に他の予防接種を受ける場合は2週間以上の間隔をおいてください。ただし、インフルエンザワクチンは間隔をあげなくても接種が可能です。

令和5年秋開始接種の対象者等の考え方

今月から始まる令和5年秋開始接種は、重症者を減らすことを目的とし、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化のリスクが高い方を接種の対象としています。そのため、予防接種法で「接種を受けるよう努めなければならない（いわゆる「努力義務」と呼ばれており義務とは異なる）」と規定されているのは、65歳以上の高齢者や基礎疾患等を有する方等で、それらに該当しない健康な乳幼児・小児・成人に対しては努力義務を適用しないこととしています。また、WHO（世界保健機関）も健康な乳幼児・小児・成人に定期的な接種を推奨することはしていません。

ワクチンを受けることの効果と副反応や中長期的な健康被害等のリスクを慎重に考慮し、接種を判断してください。

ワクチンは強制ではありません！ワクチン差別をなくしましょう！

新型コロナウイルスワクチン接種は強制ではありません。ワクチン接種には、その効果の他にさまざまなリスクもあります。新型コロナウイルス感染症の現状（主な症状、重症化のリスク等）や、ワクチンの効果、感染した場合のご自身の重症化リスク等に対し、ワクチンを接種した場合の副反応等のリスクを十分考慮し、ワクチン接種の必要性を本人（保護者）が決定してください。

ワクチン接種は、職場や施設、地域等、周囲から強制してはいけません。ワクチンを受けないこと、もしくは受けたことにより、差別的な扱い（ワクチンを▲回接種していないと、会社では雇わない・施設に入所できない・地域の集会に呼ばない、会社・学校・グループでワクチン接種の有無を確認する等）を受けることがあってはいけません。

予防接種に関するお問合せ

赤平市 介護健康推進課
新型コロナウイルスワクチン接種対策室（健康づくり推進係）
電話番号 0125-32-5665